

第 1 4 期第 2 2 回

札幌市農業委員会総会議事録

日 時：令和 7 年 4 月 24 日（木）午後 2 時

場 所：札幌市役所本庁舎 18 階 第 2 常任委員会会議室

第14期第22回 札幌市農業委員会総会
出席者名簿

議席	氏名	出欠
1	生野 隆雄	出席
2	山本 和夫	出席
3	藤井 徹	出席
4	大西 智樹	出席
6	上山 雅彦	出席
7	千葉 悦子	出席
8	氏家 正喜	欠席
9	平佐 雅勝	欠席
10	橋場 和実	出席
11	吉田 長幸	出席

事務局	事務局長 高本 俊	
	次長 村上 史明	
	振興係長 後藤 園恵	
	農地係長 宮崎 伸一	

総会に係る付議議案等

区 分	議 題	備 考
議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	
議案第4号	農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について	
議案第5号	目標地図の素案について	
報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出について	
報告第2号	農地所有適格法人報告書等の提出について	
報告第3号	農地法第18条第6項の規定による通知について	
報告第4号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	
報告第5号	現況証明について(事務局長専決)	
報告第6号	農地法第35条第1項に基づく通知に対する農地中間管理機構からの回答について	
報告第7号	農地法第4条の規定による許可申請の取下げについて	

第 14 期第 22 回農業委員会総会 議事録

令和 7 年 4 月 24 日 (木)

発 言 者	議 事 内 容
議 長	<p>これより第14期札幌市農業委員会第22回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席状況でございますが、氏家委員及び平佐委員から欠席の連絡がありました。委員総数10名中、出席者8名で過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律」第27条第3項の規定に基づき、総会は成立いたします。</p> <p>続きまして、本日の議事録署名委員でございますが、議席番号6番の上山委員と議席番号7番の千葉委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。</p> <p>本日は、議案5件、報告7件となっております。</p> <p>それでは、これより議事に入ります。発言する際は、議長の許可を得てから発言してください。</p> <p>はじめに、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。</p>
振 興 係 長	<p>それではご説明いたします。</p> <p>1ページの申請番号30-301番につきましては、所有権移転でございます。譲受人は牧草、レタス等を生産する個人でございます。</p> <p>場所でございますが、資料1-1の位置図をご覧ください。4月8日に事務局職員が現地を確認しております。</p> <p>要件につきましては、資料1-2の調査書をご覧ください。申請内容の審査と現地調査の結果、該当する場合には許可できないとされている、農地法第3条第2項の各号には該当していないため、同法第3条の許可要件のすべてを満たしていると考えられます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。</p> <p>ご質問、ご意見はございませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、議案第1号につきましては原案どおり決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請」について上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。</p>
農 地 係 長	<p>それではご説明いたします。</p> <p>2ページの申請番号31-402番につきましては、市街化調整区域内の農地に営農型太陽光発電設備を設置するため、その支柱部分について農地を一時転用するというものでございます。</p>

発 言 者	議 事 内 容
農地係長	<p>場所でございますが、資料2-1の位置図をご覧ください。申請地は、2か所ともに市中心部より北東へ約7kmの市街化調整区域に位置し、農業振興地域の整備に関する法律に基づき札幌市で定める農業振興地域整備計画における農用地利用計画において、農用地等として利用すべきと定められた土地の区域内にある農地です。</p> <p>次に資料2-2をご覧ください。土地の利用計画ですが、農地でブルーベリーを栽培しながら、その上部に太陽光パネルを設置する計画となっております。転用面積はパネルの支柱部分となり、2か所の農地合計で1.86㎡となっております。</p> <p>また、本申請にあたっては、本年2月21日に開催された北札幌地区の「協議の場」において、農地の利用集積その他の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼす恐れはないものをご確認いただいております。</p> <p>以上から、許可基準から見て許可相当と思われますので、北海道農業会議に意見聴取を行ったうえ、別紙「意見書」(案)のとおり、北海道知事あてに進達してよろしいか、ご審議願います。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。</p> <p>ご質問、ご意見はございませんか。</p>
藤井委員	はい。
議 長	どうぞ。
藤井委員	<p>この案件について、地域の協議の場に申請者が来て説明されていましたが、過去に、私の農場にすごい迷惑がかかって、損害が出たことがあるのですが、雑草処理については防草シートを使ってくださいとお願いしているのですが、そういったことが大丈夫なのか。当時、失敗してしまったのは仕方ないが、それが解決するまでに約1年かかったんです。</p> <p>この申請者は、札幌市のパワーアップ事業で、ハウスを約30棟建てたんです。そのような方が、雑草の処理をするために除草剤を撒いて、私の農場の方に飛んで、約1haの小麦畑が損害を受けて、それが解決するまでに約1年かかったんです。うちが見つけて初めて分かったんですよ。それで、その工場長と話したら、損害が出ているなら農済に聞いてくれと言われてたんですが、農済からは人災だから評価を受けられないよと、農済の適用にはならないよと言われてしまったんです。そういった過去の経緯があるので、今回は大丈夫なのか心配なんです。</p> <p>この申請者は、札幌市のパワーアップ事業を利用して建てたハウスを7年で撤去して、今はどこで使われているのか分からない。そして、太陽光パネルをすることで、地域の環境を変えてしまったりするのが大丈夫なの</p>

発 言 者	議 事 内 容
藤 井 委 員	か。この申請者は、中々コミュニケーションも地域に浸透していないですよ。
議 長	トラブルになった過去があるんで、除草の問題について大丈夫なのか心配だということですね。事務局、どうでしょうか。
事 務 局 長	私も地域の協議の場に参加していましたが、雑草対策については、防草シートを使うなどの対応方法を検討するとおっしゃっており、そのようなことであれば協議の場としても了承しておりますので、まずは見守るということになるかと思います。
藤 井 委 員	それとですね、太陽光パネルの下でブルーベリーを作るということですが、作物の管理もしっかりできるのか。一度失敗したことを言っている訳ではなく、解決するまでに時間がかかったので、地域との調和や周辺に対する配慮がどちらかと言うと薄いように感じますので、大丈夫なのか心配です。
事 務 局 長	それにつきましては、協議の場においても、他の参加者から同様のご意見が出ておりましたので、それに対しては、きちんと対応しますといった発言でしたので、そこは見守っていくべきなのかと思います。
藤 井 委 員	分かりました。
議 長	その他、ご質問、ご意見はございませんか。
橋 場 委 員	はい。
議 長	どうぞ。
橋 場 委 員	これは、営農型太陽光パネルの転用と言うことですが、今後営農が上手くいかなくて、やめてしまった場合にパネルはどうなるのでしょうか。再度、転用許可をやり直すことになるのでしょうか。それとも、そのまま残り続けるのか。
農 地 係 長	営農が行われなくなった場合は、設備を速やかに撤去し、農地として利用できる状態に戻すことが許可条件の一つになっております。
橋 場 委 員	分かりました。
議 長	その他、ご質問、ご意見はございませんか。
藤 井 委 員	今の質問の関連で、営農をやめても原状復帰されない場合は、行政として担保はあるんですか。営農もやめて、太陽光もやらなくなって、パネルが残置されたままになれば地域に影響が出るとは思いますが、行政指導などはできるのでしょうか。
農 地 係 長	撤去をお願いするということしかできません。
藤 井 委 員	では、信用して任せるしかないということですね。
農 地 係 長	あくまでも、許可の基準を満たしているため、許可相当として意見書を

発 言 者	議 事 内 容
農地係長	提出するということになります。
藤井委員	分かりました。
議長	その他、ご質問、ご意見はございませんか。
	(異議なし)
議長	<p>異議がありませんので、議案第2号につきましては原案どおり決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」について上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。</p>
農地係長	<p>それではご説明いたします。</p> <p>3ページの申請番号31-505番につきましては、市街化調整区域内の農地を駐車場・資材置場にするため、農地を転用したいというものでございます。</p> <p>場所でございますが、資料3-1の位置図をご覧ください。</p> <p>申請地は、農用地区域内農地ではなく、市中心部より東北東へ約8kmの市街化調整区域に位置する10ha未満の小集団の農地であり、過去に農業公共投資の対象となった経緯はありません。また、市街地の区域内または、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地には当たらず、それらの区域になることが見込まれないほか、近傍の標準的な農地を超える生産性を上げることができるとは認められないことから、農地区分は第2種農地に該当すると判断されます。</p> <p>譲受人は貨物運送業を行っており、事業拡大に伴い新たな駐車場・資材置場を必要としております。申請地につきましては、事業に必要な面積・形状を確保できる土地を選定したもので、他に適地はありませんでした。</p> <p>次に資料3-2をご覧ください。土地の利用計画ですが、駐車場が675㎡、資材置場が648㎡、緑地が5,485㎡、車路が2,535㎡、荷揚げ荷下ろしエリアが458㎡という利用でございまして、転用事業の総面積は9,801㎡となっております。</p> <p>以上から、本申請は第2種農地の転用であり、事業用地として必要な条件を踏まえて検討した結果、本申請地を選定していることから、周辺の他の土地において事業の目的を達成することが出来るとは認められず、その他の許可基準から見ても許可相当と思われますので、北海道農業会議に意見聴取を行ったうえ、別紙「意見書」(案)のとおり、北海道知事あてに進達してよろしいか、ご審議願います。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。</p> <p>ご質問、ご意見はございませんか。</p>

発 言 者	議 事 内 容
藤 井 委 員	はい。
議 長	どうぞ。
藤 井 委 員	過去に農業公共投資の対象となった経緯はないとのことですが、過去何年くらいの事なのでしょう。
農 地 係 長	こちらで記録に残っている限り、見当たらないということです。
藤 井 委 員	その記録というのは、そのくらい残しているのでしょうか。10年なのか20年なのか。以前、10年前後と聞いた気がします、その基準があるのかどうか。
事務局次長	記録に残っていないということについてですが、農地区分の第一種農地の基準に、農業公共投資が行われて8年以上経過していると言うのがありますので、それ以降はないということです。当然、これに該当していればその旨のご説明になりますので、これを越えて記録では残っていないという説明でございます。
議 長	その他、ご質問、ご意見はございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、議案第3号につきましては原案どおり決定いたします。 続きまして、議案第4号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請」について上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。
振 興 係 長	それではご説明いたします。 2月3日の第19回総会でご審議いただきました「地域計画」が3月に策定されましたので、今後、地域計画の区域内における農地の売買・貸借につきましては、原則として農地中間管理機構が定める「農用地利用集積等促進計画」により行うこととなりました。 この「農用地利用集積等促進計画」につきましては、札幌市が計画案を作成し、農地中間管理機構に提出することとなっており、農業委員会は、計画案について、農地中間管理機構計画を定めるべきことについて、農地中間管理機構に要請することができることとされておりますので、その要請内容についてご審議願います。 なお、札幌市が計画案を提出し、農業委員会が計画を定めるべき旨の要請をした後は、農地中間管理機構が計画を決定し、北海道知事から権限移譲を受けた札幌市長が認可及び公告を行うこととなります。 申請番号 30-601 番につきましては、北海道農業公社が農地売買等事業による一時貸付を行うものでございます。借主は葉物野菜等を生産する農地所有適格法人でございます。 農地売買等事業とは、農地中間管理機構である北海道農業公社が農地を

発 言 者	議 事 内 容
振 興 係 長	<p>買い入れて、農業者に対して一定期間貸付を行った後に売渡を行うもので、買入・貸付・売渡についてはすべて農用地利用集積等促進計画により行うこととなっております。</p> <p>本件につきましては、2月27日の第20回総会でご審議いただきました北海道農業公社が元の所有者から買い入れた農地について貸し付けるものであり、貸借期間終了後は、借主である法人へ売却する予定です。</p> <p>場所でございますが、資料4-1の位置図をご覧ください。昨年7月23日に事務局職員が現地を確認しております。</p> <p>許可要件につきましては、資料4-2の調査書をご覧ください。この調査書のとおり、各号に該当していることから、農地を借りる要件は満たしていると考えられます。</p> <p>貸借期間は、公社が農地を買い入れた日から起算して5年間でございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。</p> <p>ご質問、ご意見はございませんか。</p>
藤 井 委 員	はい。
議 長	どうぞ。
藤 井 委 員	今回の貸借に係る賃料に対する手数料は0円ですか。
振 興 係 長	現在は、0円です。
藤 井 委 員	この手数料について、私が調べた中で、全国一律の取扱いではないという話が出てきていると思います。今、議論することではないので、関連する内容について後で調べて教えてください。
振 興 係 長	承知しました。
議 長	<p>その他、ご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、議案第4号につきましては原案どおり決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第5号「目標地図の素案」について上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。</p>
振 興 係 長	<p>それではご説明いたします。</p> <p>5ページの議案第5号「目標地図の素案」について、3月に策定された「地域計画」は、随時見直し、更新を行い、その精度を高めることとなっております。農業支援課のスケジュールでは、令和7年度は4回更新される予定でございます。</p> <p>今回は、6月に公告される「地域計画」に係る目標地図の素案の提出依</p>

発 言 者	議 事 内 容
振 興 係 長	<p>頼がありましたので、農業支援課へ提出してよろしいかご審議願います。</p> <p>資料5-1から5-3をご覧ください。今回変更がある「北地区」、「北札幌地区」、「南地区」の素案でございます。また、本日追加で配布しました資料をご覧ください。今回の素案の変更一覧でございます。こちらに記載の内容に変更し、素案を作成しております。その他、非農地となった農地について、目標地図から除外しております。</p> <p>素案の提出後は、農業支援課で精査され、修正などがされた後、「地域計画」の目標地図として位置付けられます。地域計画案が策定されましたら、再度、協議の場が開催され、農業委員会へも意見が求められ、公告・縦覧を経て7月から施行されることとなります。</p> <p>この農業委員会への意見照会につきましては、農業委員会が作成した素案どおりに目標地図が作成されている場合は、札幌市農業委員会事務局規程に基づき、事務局長による専決とすることができることとなっており、事務局長が専決した場合は、総会で報告いたします。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。</p> <p>ご質問、ご意見はございませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、議案第5号につきましては原案どおり決定いたします。</p> <p>以上をもって、本日の議案審査を終了いたします。</p> <p>続いて報告事項に移ります。報告第1号から第7号について事務局から説明をお願いいたします。</p>
振 興 係 長	<p>それではご説明いたします。</p> <p>6ページの報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出」について、北区で1件の届出がございました。届出書を審査した結果、適正であったことから受理したものでございます。</p> <p>7ページの報告第2号「農地所有適格法人報告書等の提出」について、今回は3社の農地所有適格法人及び1社の農地所有適格法人以外の法人から報告書の提出がございました。</p> <p>農地所有適格法人につきましては資料6-1から6-3をご覧ください。いずれも、報告書を審査した結果、農地法第2条第3項各号に定める4つの要件「法人形態要件」「事業要件」「議決権要件」「役員要件」をすべて満たしておりますので、農地所有適格法人としての要件を満たしていると認められます。</p> <p>次に、農地所有適格法人以外の法人につきましては、資料7をご覧ください。</p>

発 言 者	議 事 内 容
振 興 係 長	<p>さい。報告書を審査した結果、農地法第3条第3項に定める2つの要件である「地域の農業者との適切な役割分担」及び「業務執行役員のうち1名以上の常時従事」を満たしていると認められます。</p> <p>次に、8ページの報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知」について、まず議案修正がございます。番号20-375番及び20-376番を番号75-375番及び75-376番へ修正願います。こちらにつきましては、同一の借主が農業を辞めるため合意解約した旨の通知があったものです。</p>
農 地 係 長	<p>続きまして、9ページの報告第4号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」について、「所有権の移転」を伴うものにつきまして、北区で1件、東区で1件、「賃借権の設定」を伴うものにつきまして、東区で1件の届出がありました。</p> <p>これらの届出は、市街化区域内の農地を、宅地、事務所、倉庫、葬祭場に転用する目的で、権利の移転及び設定を行うもので、届出書を審査した結果、適正であったことから受理したものです。</p> <p>次に、11ページから13ページまでの報告第5号「現況証明」について、中央区で2件、北区で3件、東区で5件、白石区で4件、厚別区で1件、清田区で2件、南区で1件、西区で3件、合計21件の申請がありました。</p> <p>当該地を調査した結果、建物敷地や宅地等であったことから、すべて「非農地」として現況証明書を交付しております。</p> <p>次に、14ページの報告第6号「農地法第35条第1項に基づく通知に対する農地中間管理機構からの回答」について、農地法第35条第1項において、利用意向調査の結果、土地所有者等から農地中間管理事業を利用する意思の表明があったものについては、農地中間管理機構にその旨を通知することが規定されております。</p> <p>このたび、令和6年度に通知した11件の農地について、全て借入しない旨の回答があったものです。</p> <p>最後に、15ページの報告第7号「農地法第4条の規定による許可申請の取下げ」について、令和7年3月25日開催の第21回総会においてご審議いただき、判断の根拠となる情報を整理するため、保留としていたものですが、申請人より「収穫量の算出方法に誤りがあり、本来とは違った面積での申請を行ってしまった」として、札幌市農業委員会会長あてに取下願の提出があり、受理されたものでございます。</p> <p>報告は以上でございます。</p>
議 長	<p>以上の報告について、何かご質問はございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
議 長	<p>なければ、これで報告案件を終わらせていただきます。</p>

発 言 者	議 事 内 容
議 長	<p>これもちまして、本日の総会は終了いたします。</p> <p>次回の総会開催でございますが、令和7年5月26日、月曜日、午後2時からの開催を予定しておりますが、ご都合はいかがでしょうか。</p> <p>よろしければ、第23回総会は令和7年5月26日、月曜日、午後2時からといたしますので、よろしくお願いいたします。</p>

開始時間 午後2時00分 終了時間 午後2時35分